埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 市町村の母子健康包括支援センター(子育て世代包括支援センター)と子ども家庭総合支援拠点を再編し、妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談を行う機能を有する機関の整備等を推進するとともに、支援を必要とする妊産婦、子育て世帯、子どもを対象とした新たな家庭支援(訪問支援等)を推進していくことで包括的な支援体制の構築を図るため、県は市町村が実施する新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業に係る経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付については、「安心こども基金管理運営要領」(平成21年3月5日付20 文科初第1279 号雇児発第0305005 号の別紙)及び「補助金等の交付手続等に関する規則」(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

- 第2条 この補助金は、市町村が行う「埼玉県子育て支援特別対策事業実施要綱」(以下、事業実施要綱という。) に定める以下の事業を交付の対象とする。
 - (1) 別添20 「母子保健·児童福祉一体的相談支援機関整備事業」
 - (2) 別添21 「母子保健·児童福祉一体的相談支援機関運営事業」
 - (3) 別添22 「子育て世帯訪問支援臨時特例事業」 (但し、妊産婦のいる家庭への支援に限る。)
 - (4) 別添25 「妊婦訪問支援事業」

(交付額の算定方法)

- 第3条 この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、事業ごとに算出された交付額 に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 第2条に定める事業ごとに、対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) 第2条に定める事業ごとに、別表に定める補助基準額を算定する。
- (3) 事業ごとに、(1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較していずれか少ない方の額に別添の5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額の範囲内の額を交付額とする。

(補助金の支払)

第4条 この補助金は概算払いをすることができるものとする。

(交付の条件)

- 第5条 この補助金の交付決定には、以下の各号の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (4) 事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
 - (5)事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、 又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐 用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過する まで、知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し 付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
 - (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (7)事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
 - (8) 市町村が(1) から(7) により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部または一部を県に納付させることがある。

(交付申請)

- 第6条 規則第4条第1項に定める申請書の様式は様式第1号のとおりとし、その提出期限は、別途定めるものとする。
- 2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(変更交付申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して変更交付申請等を行う場合には、前条の規定に準用し、申請書の様式は様式第1号の2のとおりとする。

(交付決定)

第8条 規則第7条に定める交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に定める実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとし、当該報告書の 提出は、事業完了後(第5条第1項第2号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合に は、当該承認通知を受理後)1か月以内又は当該事業年度の末日のいずれか早い日とする。

(交付確定)

第10条 規則第14条の交付確定通知書は、様式第4号により行う。

(書類の整備等)

- 第11条 市町村は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、 当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 母子保健・ 児子保健・ 一体機 大事業 (1) 一体機 大事業	 本体工事 事殊附帯工事 地域交流 	1施設当たり 17,635千円 1施設当たり 16,804千円 1施設当たり 12,273千円	施設工事事とでは、 を構に、 を関するに、 を関するに、 を関するに、 を関するに、 を関するに、 を関するに、 を関するに、 を関するに、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは、 をは	
	スペース加算		業を実施するための場等を 確保する整備であって、 第0612008号厚生労 第0612008号厚生労 働省雇用均等・児童家支援 りのを見か、 一次世代育成なおりる を 地域を がで付金にを がでがる 地域で がでする がでする がでする がでする がでする がでする がでする がです	9/10
	④ 開設準備 (2(1)①に より整備を行 う場合⑤ 開設準備 (2(1)②又 は③により整 備を行う場合	1 施設当たり 7,435千円 1 施設当たり 3,628千円	一体的相談支援機関の開 設準備に必要な費用	
	(6) 解体撤去工事(7) 仮設施設整備工事	1施設当たり 1,003千円 1施設当たり 1,780千円	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設施 設整備に必要な賃借料、工 事費又は工事請負費	

1 区分	2 種目	3	3 基準額		4	対象経費	5 補助率
(2) 母子保健· 児童福祉一 体的相談支 援機関運営 事業	員の配置支援	1 か所当たり 6 ただし配置期間合には、上記補助(※) ÷12 月」り捨て)を補助を(※)「事業実施用した日の属する月かなくなった日の前日1 市町村当たり;	が 12 か月に 力基準額に「 を乗じた額(基準額とする。 数」とは、統括 から統括支援員の が属する月まで	満たない場 事業実施月数 千円未満切 支援員を配置 配置がなされ さとする。	等、旅费、费、教费、教费、教费、公务,要求,公务,公务,公务,公务,公务,公务,公务,公务,公务,公务,公务,公务,公务,	計及び職員手当需用費(消耗品) 需用費(消耗品) 洗養費、無難力 洗養、備品購費、 費(通信運搬費、 最) (資料) (資料) (資料) (資料) (資本) (資本) (資本) (資本) (資本) (資本) (資本) (資本	5/6
(3) 子育て世帯 訪問支援臨 時特例事業	① 訪問支援 費用 ② 事務費・ 管理費	1 市町村利用 は に が 利用 は に 下 者 は は は に 下 者 は は は ま ま ま で は は ま ま ま で は ま ま ま で は ま ま ま ま	数×3,00 (x ×1,86 (x ×1,	の円 施する場合 合算ででした。 対理ではない。 を ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 ででは、 でで	等、旅費、費、教材費、本費、会議工業、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、公司、	料及び職員手当 需用費(消耗品 大、燃料費、門 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	3/4
(4) 妊婦訪問 支援事業	① 活動費 ② 民間へ委 託する場合の 事業費	訪問1件あたり年額 564,		円	る及会的限旅燃熱搬使に負責を職年用)、費費、料水費用が、無り、以外のののでは、	支援事業を実施する要な報酬、給与 手当等(ただこの 任用職するも済し、 日費に関するも済費、 日費(消耗品ので 日費(消耗品ので 日費(消耗品ので 日費(消耗品ので 日費(消耗品ので 日費(消耗品ので 日費(消耗品ので 日費(利力で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本で 日本	1/2

年度埼玉県新たな子育で家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 補助金交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

下記のとおり 年度埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
- (1) 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 事業計画書(別表1)
- (2) その他参考となる資料

課(所・センター)名	
係(担当)名	
担当者名	
電話	

年度埼玉県新たな子育で家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 補助金変更交付申請書

(宛先)

埼玉県知事

市町村長

年 月 日付 第 号で交付決定された標記補助金について、交付決定の内容の一部を次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更する補助事業の名称
- 2 交付申請額金円うち今回追加申請額金円
- 3 添付書類
- (1) 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 事業計画書(別表1)
- (2) その他参考となる資料

課(所・センター)名	
係(担当)名	
担当者名	
電話	

年度埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 補助金交付決定通知書

市町村長 様

埼玉県知事

年 月 日付 第 号で申請のあった標記補助金については、下記のとおり交付します。

記

- 1 交付決定する補助事業
- 2 交付決定額 金 円
- 3 支払方法
- 4 交付条件
- (1) この補助金は、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼 玉県規則第15号)及び埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備 していくための支援事業補助金交付要綱に基づき交付するものであ ること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

第号年月日

年度 埼玉県新たな子育で家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 補助金実績報告書

(宛先)

埼玉県知事

市町村長印

年 月 日付 第 号で標記補助金の交付決定を受けた補助事業について事業が完了しましたので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額

円

- 3 添付書類
 - (1) 埼玉県新たな子育て家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 補助金精算額調書(別表2)
 - (2) その他参考となる資料

課(所・センター)名	
係(担当)名	
担当者名	
電話	

年度 埼玉県新たな子育で家庭の基盤を早急に整備していくための支援事業 補助金交付確定通知書

市町村長様

埼玉県知事

年 月 日付 第 号で交付決定の通知をした標記補助 金については、下記のとおりその額を確定したので、補助金等の交付手続等に 関する規則第14条の規定により通知します。

記
1 交付決定額 金 円
2 交付確定額 金 円
3 過不足(△)額 金 円